

本号で公布された条例のあらまし

学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（埼玉県条例第四十九号）（教職員課）

一 趣旨

平成二十九年十月十九日付けで埼玉県人事委員会からされた職員の給与についての勧告に基づき、学校職員の給与を改定するための改正

二 内容

- (一) 給料表を若年層に重点を置いて引上げ
- (二) 勤勉手当の支給割合の引上げ

三 施行期日

公布の日。ただし、二(二)の平成三十年年度以降の勤勉手当の支給割合は平成三十年四月一日